

青森県報

第三千三百八号

平成二十二年
十月二十九日
(金曜日)

目次

告 示

准看護師試験の施行	……………	(医療業務課)	…	一
公有水面埋立ての免許の出願の要領	……………	(河川砂防課)	…	一
漁船損害等補償法による加入区の指定の変更	……………	(西北地域 民局)	…	五
漁船保険付保義務の消滅	……………	(同)	…	六
肥料登録の失効	……………	(食の安全・ 安心推進課)	…	六
県営土地改良事業計画の決定	……………	(農村整備課)	…	六
建設業者の許可の取消し	……………	(上北地域 民局)	…	六

告 示

青森県告示第七百九号

平成二十三年准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第十九条の規定により告示する。

平成二十二年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十三年二月十五日(火)

2 場所 青森市大字横内字神田二一
青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

平成二十二年十二月六日(月)から同月十日(金)まで。ただし、郵送する場合は、同月十日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇
青森市長島一丁目の一

四 その他

青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ
受験願書用紙は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ(電話 〇一七 七三四 九二九一)に問い合わせること。

青森県告示第七百十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成二十二年六月二十四日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、平内町役場に備えて縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二番地二七、二番地三八、二番地六七、二番地六九、二番地七〇、二番地七一及び二番地七二の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び一〇一の地点と一五二の地点を結ぶ平成二十二年の春分の日の満潮位(T・P・プラス〇・五七四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点一 三等三角点中根山(北緯四〇度五八分一六秒〇七九九、東経一四〇度五六分三五秒九一四)から八七度三三分一〇秒一、六三五・五四メートルの地点

一〇一の地点 基点一から三二〇度〇分五三秒二六五・九二メートルの地点

一〇二の地点 一〇一の地点から三四二度二〇分三三秒二二・二二メートルの地点

一〇三の地点 一〇二の地点から三四八度〇三分三五秒一九・五四メートルの地点

一〇四の地点 一〇三の地点から三四九度一七分三三秒二〇・一五メートルの地点

一〇五の地点 一〇四の地点から三四五度五三分五九秒二〇・五九メートルの地点

一〇六の地点 一〇五の地点から三四一度二八分四九秒七・九一メートルの地点

一〇七の地点 一〇六の地点から三三八度一〇分〇一秒二二・七九メートルの地点

一〇八の地点 一〇七の地点から三三四度四九分四三秒二〇・二八メートルの地点

一〇九の地点 一〇八の地点から三三三度四九分四二秒二〇・〇〇メートルの地点

一一〇の地点 一〇九の地点から三三五度一五分一七秒二〇・〇一メートルの地点

一一一の地点 一一〇の地点から三三三度二分三五秒二〇・一三メートルの地点

点

一一二の地点 一一一の地点から三三二度〇〇分一九秒二二・〇三メートルの地点

点

一一三の地点 一一二の地点から三三〇度三九分三七秒八・二八メートルの地点

一一四の地点 一一三の地点から三三八度三九分二六秒二〇・三三メートルの地点

点

一一五の地点 一一四の地点から三三六度二〇分五五秒二〇・一九メートルの地点

点

一一六の地点 一一五の地点から三三五度三三分四八秒一九・九八メートルの地点

点

一一七の地点 一一六の地点から三三二度五八分三八秒一九・六七メートルの地点

点

一一八の地点 一一七の地点から三三一度〇八分五七秒一九・三六メートルの地点

点

一一九の地点 一一八の地点から三三六度四八分三七秒一九・三二メートルの地点

点

一二〇の地点 一一九の地点から三四二度三三分三〇秒一九・三二メートルの地点

点

一二一の地点 一二〇の地点から三四七度五七分二三秒一九・四五メートルの地点

点

一二二の地点 一二一の地点から三五一度一分一五秒一九・七八メートルの地点

点

一二三の地点 一二二の地点から三五一度五三分三三秒二〇・〇〇メートルの地点

点

一二四の地点 一二三の地点から三五一度〇六分一八秒二〇・五二メートルの地点

点

一二五の地点 一二四の地点から三四二度〇七分四一秒二一・六三メートルの地点

点

一二六の地点 一二五の地点から三三七度三三分三三秒一五・五五メートルの地点

点

一二七の地点 一二六の地点から三三一七度五三分五三秒六・八三メートルの地点

点

一二八の地点 一二七の地点から三二二度一八分二〇秒六・三〇メートルの地点

一二九の地点 点	一二八の地点から三〇二度五八分〇七秒一五・七七メートルの地
一三〇の地点 点	一二九の地点から二九二度五五分〇九秒二〇・九五メートルの地
一三一の地点 点	一三〇の地点から二八九度一四分〇五秒七・三六メートルの地点
一三二の地点 点	一三二の地点から二九一度〇三分三〇秒二二・五三メートルの地
一三三の地点 点	一三二の地点から二九五度四四分一五秒一八・九二メートルの地
一三四の地点 点	一三三の地点から三〇三度四六分〇二秒八・六五メートルの地点
一三五の地点 点	一三四の地点から三〇九度四一分五一秒九・六五メートルの地点
一三六の地点 点	一三五の地点から三一八度三九分三三秒一八・九二メートルの地
一三七の地点 点	一三六の地点から三二二度一八分三四秒一九・八三メートルの地
一三八の地点 点	一三七の地点から三二三度四分二四秒二〇・〇〇メートルの地
一三九の地点 点	一三八の地点から三三三度二分四一秒二〇・〇〇メートルの地
一四〇の地点 点	一三九の地点から三三三度一分二四秒二〇・〇〇メートルの地
一四一の地点 点	一四〇の地点から三三三度二分〇〇秒一九・九二メートルの地
一四二の地点 点	一四一の地点から三三四度〇〇分五一秒一九・七二メートルの地
一四三の地点 点	一四二の地点から三三五度四五分一秒一九・六三メートルの地
一四四の地点 点	一四三の地点から三三七度三三分五六秒一九・七二メートルの地
一四五の地点 点	一四四の地点から三三九度一四分一〇秒一九・九一メートルの地
一四六の地点 点	一四五の地点から三三九度一六分五一秒二〇・一三メートルの地

一四七の地点 点	一四六の地点から三二六度五三分四六秒二〇・三五メートルの地
一四八の地点 点	一四七の地点から三三四度一分四三秒二〇・四五メートルの地
一四九の地点 点	一四八の地点から三三二度四五分五〇秒二〇・四五メートルの地
一五〇の地点 点	一四九の地点から三一六度五六分四六秒二〇・四五メートルの地
一五一の地点 点	一五〇の地点から三三三度一分四八秒二〇・三八メートルの地
一五二の地点 点	一五一の地点から三一一度〇九分〇一秒二三・八七メートルの地
3 面積 三、〇七八・七七平方メートル	
三 埋立てに関する工事の施行区域	
1 位置 東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二〇番地五、二二番地二七、二二番地三八、 二二番地六七、二二番地六九、二二番地七〇、二二番地七一及び二二番地七二の 地先公有水面	
2 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び二〇一の地点と二五六の地点を結ぶ平成二十 二年の春分の日の満潮位(T・P・プラス〇・五七四メートル)における公有水 面と陸地との境界線により囲まれた区域 基点一 三等三角点中根山(北緯四〇度五八分一六秒〇七九九、東経一四〇度五 六分三五秒九五(一四)から八七度三三分一〇秒一、六三五・五四メートル の地点 二〇一の地点 基点一から三一九度五二分〇四秒二五九・二二メートルの地点 二〇二の地点 二〇一の地点から三〇度二分五七秒一〇・三八メートルの地点 二〇三の地点 二〇二の地点から〇度一分三三秒一一・五七メートルの地点 二〇四の地点 二〇三の地点から三四八度〇五分〇二秒一八・五七メートルの地 点	

二一〇五の地点 二一〇四の地点から三四九度一七分二秒二〇・四七メートルの地
点

二一〇六の地点 二一〇五の地点から三四五度五二分五六秒二一・八五メートルの地
点

二一〇七の地点 二一〇六の地点から三四一度二八分五六秒八・五四メートルの地点
二一〇八の地点 二一〇七の地点から三三八度一〇分一七秒二三・六三メートルの地
点

二一〇九の地点 二一〇八の地点から三三四度五〇分二八秒二〇・八八メートルの地
点

二一一〇の地点 二一〇九の地点から三三三度四九分三二秒二〇・〇一メートルの地
点

二一一一の地点 二一一〇の地点から三三五度一五分二〇秒二〇・〇二メートルの地
点

二一二二の地点 二一一一の地点から三三三度二一分三〇秒二〇・三九メートルの地
点

二一二三の地点 二一二二の地点から三三一一度二七分二二秒二〇・九〇メートルの地
点

二一二四の地点 二一二三の地点から三三八度三九分三三秒二〇・九七メートルの地
点

二一二五の地点 二一二四の地点から三三六度二一分〇六秒二〇・五六メートルの地
点

二一二六の地点 二一二五の地点から三三五度三三分四九秒一九・九五メートルの地
点

二一二七の地点 二一二六の地点から三三二六度五八分〇九秒一九・〇二メートルの地
点

二一二八の地点 二一二七の地点から三三一一度〇八分三三秒一八・一三メートルの地
点

二二一九の地点 二二一八の地点から三三三六度四八分三八秒一七・九九メートルの地
点

二二二〇の地点 二二一九の地点から三三四二度三三分三一秒一七・九九メートルの地
点

二二二一の地点 二二二〇の地点から三四七度五八分〇二秒一八・三八メートルの地

二二二二の地点 二二二一の地点から三五一度一分四二秒一九・三六メートルの地
点

二二二三の地点 二二二二の地点から三五一度五三分三三秒一九・九九メートルの地
点

二二二四の地点 二二二三の地点から三五一度〇二分二七秒二一・五二メートルの地
点

二二二五の地点 二二二四の地点から三四一度五七分四〇秒二四・七四メートルの地
点

二二二六の地点 二二二五の地点から三三七度三三分一三秒一八・六〇メートルの地
点

二二二七の地点 二二二六の地点から三二七度五三分五一秒八・一七メートルの地点
二二二八の地点 二二二七の地点から三二二度一八分四九秒七・五四メートルの地点
二二二九の地点 二二二八の地点から三三〇三度〇六分二五秒一八・三九メートルの地
点

二二三〇の地点 二二二九の地点から二九三度〇一分四四秒二二・七八メートルの地
点

二二三一の地点 二二三〇の地点から二八九度一四分五五秒七・五〇メートルの地点
二二三二の地点 二二三一の地点から二九一度〇四分三〇秒二二・一七メートルの地
点

二二三三の地点 二二三二の地点から二九五度四五分二五秒一六・九三メートルの地
点

二二三四の地点 二二三三の地点から三三〇五度二分〇七秒二二・一八メートルの地
点

二二三五の地点 二二三四の地点から三二七度五九分三四秒二〇・〇九メートルの地
点

二二三六の地点 二二三五の地点から三三二二度一八分四二秒一九・五三メートルの地
点

二二三七の地点 二二三六の地点から三三三三度一四分二四秒二〇・〇〇メートルの地
点

二二三八の地点 二二三七の地点から三三三三度一二分四一秒二〇・〇〇メートルの地
点

- 二三九の地点 二三八の地点から三三三度一四分二四秒二〇・〇〇メートルの地点
- 二四〇の地点 二三九の地点から三三三度三分四八秒一九・七八メートルの地点
- 二四一の地点 二四〇の地点から三三三度五七分〇七秒一九・二七メートルの地点
- 二四二の地点 二四一の地点から三三五度三六分四四秒一九・〇四メートルの地点
- 二四三の地点 二四二の地点から三三七度三九分三七秒一九・二五メートルの地点
- 二四四の地点 二四三の地点から三三九度一分五一秒一九・七六メートルの地点
- 二四五の地点 二四四の地点から三三九度一八分四五秒二〇・三五メートルの地点
- 二四六の地点 二四五の地点から三三六度五四分一〇秒二一・〇二メートルの地点
- 二四七の地点 二四六の地点から三三二度五五分〇八秒二一・三三メートルの地点
- 二四八の地点 二四七の地点から三三二度〇六分二四秒二一・三三メートルの地点
- 二四九の地点 二四八の地点から三三二度五六分四四秒二一・三三メートルの地点
- 二五〇の地点 二四九の地点から三三三度一七分〇七秒二一・一三メートルの地点
- 二五一の地点 二五〇の地点から三三一一度〇九分一四秒二四・一四メートルの地点
- 二五二の地点 二五一の地点から三三二度二四分四一秒二三・七一メートルの地点
- 二五三の地点 二五二の地点から三三二度二分〇二秒四〇・〇〇メートルの地点
- 二五四の地点 二五三の地点から三三二度二分〇六秒四〇・〇〇メートルの地点

二五五の地点 二五四の地点から三三二度二分一〇秒三五・〇〇メートルの地点

二五六の地点 二五五の地点から三三〇二度三分四七秒五・〇五メートルの地点

3 面積
一六、一七四・〇一平方メートル

四 埋立地の用途
道路用地

青森県告示第七百一十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百一十二条第三項の規定により、昭和三十六年二月二十一日青森県告示第百十号をもって指定した加入区について、次のとおりその指定を変更するので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十二年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 昭和三十六年二月二十一日青森県告示第百十号の一部を次のとおり改正する。

表中

十三	北津軽郡市浦村（ただし、大字脇元大字磯松を除く。）及び北津軽郡中里町の区域
十三	五所川原市十三、相内、太田、脇元、磯松及び北津軽郡中泊町大字今泉字布引、今泉字唐崎、薄市字冲原、薄市字飛石、田茂木字若宮、高根字小金石、大沢内字海原及び深郷田字富森の区域

を

に改める。

二 昭和三十六年二月二十一日青森県告示第百十号の一部を次のとおり改正する。

表中

脇元	北津軽郡市浦村大字脇元および大字磯松の全区域
----	------------------------

を削る。

青森県告示第七百一十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第二号の規定により、次の加入区においては、平成二十二年十月二十九日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第二項の規定により公示する。

平成二十二年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	脇 元
------------	--------

公 告

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したため、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
青森県第 二五〇号	炭酸カルシ ウム肥料	53・0炭 酸カルシウ ム肥料	アルカリ分 五三・〇	公定規格 のとおり	日鉄鉱業株式 会社 東京都千代田 区丸の内二丁 目三の二

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、川

守田地区の県営土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
- 平成二十二年十一月一日から同年十一月三十日まで
- 三 縦覧の場所
- 三戸町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したため、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 丸井運輸機工株式会社
 - 二 代表者の氏名 荒川 春松
 - 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字洞内字井戸頭一四四の三五
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一六一四三号
 - 五 取消年月日 平成二十二年十月四日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十二年九月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------